

○能代市外国人材日本語能力向上助成金交付要綱

令和8年4月1日

告示第55号

(趣旨)

第1条 この告示は、外国人材の日本語能力向上により、就労の円滑化及び地域住民とのコミュニケーション機会の増加を図るため、一定のレベル以上の日本語能力を身につけた外国人材に対し予算の範囲内で交付する、能代市外国人材日本語能力向上助成金（以下「助成金」という。）に関し、能代市補助金等の交付に関する規則（平成18年能代市規則第45号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、技術・人文知識・国際業務、特定技能若しくは育成就労に係る在留資格又は出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第60号）による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表に規定する在留資格のうち、技能実習に係る在留資格を取得し、市内事業者には雇用されるために入国した者であって、市の区域内に住所を有するもの
- (2) 市内事業者 市の区域内に本社又は支店若しくは営業所の住所を有する法人又は個人事業主
- (3) 日本語能力試験 独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会が共催で実施する日本語能力試験のうち、試験レベルの区分がN1、N2又はN3であるもの（独立行政法人国際交流基金と公益財団法人日本国際教育支援協会以外の団体が行う日本語能力試験のうち、別表第1に掲げる試験レベルの区分に応じて、それぞれ同等の試験レベルと認める試験の欄に定めるものを含む。）

(助成対象者)

第3条 助成対象者は、別表第2に掲げる在留資格の区分に応じ、それぞれ試験レベルの欄に定める試験レベルに合格した外国人材であって、次に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 申請日において、市内事業者には6月以上継続雇用されていること。

(2) 申請日において、雇用期間の残りの期間が6月以上であること。

(3) 市税を滞納していないこと。

(助成金額及び助成回数)

第4条 助成金額は、10万円とする。

2 助成金の交付は、合格した日本語能力試験の試験レベルごとに1回ずつとし、1助成対象者につき2回を限度とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、助成対象者となった日から2月以内に、能代市外国人材日本語能力向上助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 在留カード(有効期間内のものに限る。)の写し

(2) 在職証明書(様式第2号)

(3) 日本語能力試験の合格を証明する書類の写し

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査した上で助成金の交付の可否について決定し、交付を決定した場合は能代市外国人材日本語能力向上助成金交付決定通知書(様式第3号)により、不交付を決定した場合は能代市外国人材日本語能力向上助成金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(助成金の交付)

第7条 市長は、助成金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)に対し、交付決定の日から起算して30日以内に助成金の交付を行う。

(助成金の確定)

第8条 規則第13条の補助金等確定通知書については、同条ただし書の規定により、交付決定通知書をもって代えるものとする。

(交付決定の取消し及び助成金の返還)

第9条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条第1号、別表第2及び様式第2号の改正規定は、令和9年4月1日から施行する

別表第1 (第2条関係)

試験 レベル	同等の試験レベルと認める試験
N3	<ol style="list-style-type: none">1 日本語検定協会が実施するJ. TEST 実用日本語検定（以下「J. TEST」という。）における試験レベルがD級であるもの2 一般社団法人外国人日本語能力検定機構が実施する外国人日本語能力検定（以下「JLCT」という。）における試験レベルがJCT3であるもの3 公益財団法人国際人財開発機構が実施する生活・職能日本語検定（以下「J-cert」という。）における試験レベルがB1（中級）であるもの4 TOP J 実用日本語運用能力試験実施委員会が実施するTOP J 実用日本語運用能力試験（以下「TOP J」という。）における試験レベルが中級Cであるもの
N2	<ol style="list-style-type: none">1 J. TEST における試験レベルがC級であるもの2 JLCT における試験レベルがJCT2であるもの3 J-cert における試験レベルがB2（準上級）であるもの4 TOP J における試験レベルが中級A又は中級Bであるもの
N1	<ol style="list-style-type: none">1 J. TEST における試験レベルが特A級、A級、準A級、B級又は準B級であるもの2 JLCT における試験レベルがJCT1であるもの3 J-cert における試験レベルがC2（マスター級）又はC1（上級）であるもの4 TOP J における試験レベルが上級A、上級B又は上級Cであるもの

別表第2（第3条関係）

在留資格	試験レベル
特定技能1号 技能実習 育成就労	N3、N2又はN1
技術・人文知識・国際業務 特定技能2号 特定技能1号 技能実習 育成就労	N2又はN1

備考

特定技能1号、技能実習又は育成就労の在留資格を有する者がN3を合格した場合については、雇用開始日前6月以内から雇用開始日後2年以内の間に合格したときに限る